

議案第86号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、旅館業における衛生等管理要領の一部改正に鑑み、旅館業の営業者が講ずべき措置の基準を改める必要があるによる。

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号テ中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。